

4 母子・児童の保健福祉の ページ

児童福祉

児童の健全育成を図るため、手当等の支給のほか、保育所等への入所、入所相談、施設の整備等の事業を行っています。

相談・預かりサービス

1 家庭児童相談室

担当／こども相談課

- ◇開始時期／昭和 51 年度
- ◇対 象 者／児童を養育する親等
- ◇内 容／児童の養育上の悩み等相談
- ◇利 用 日／月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 15 分

2 子育てひろば

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 12 年 5 月
- ◇内 容／空き保育室及び園庭開放、親子の遊びと交流場所の提供、子育て不安等の相談指導
- ◇場 所／こども園、幼保連携型認定こども園
- ◇利 用 日／原則 2 日/週(各園で設定)

3 子育て短期支援事業

担当／こども相談課

- ◇開始時期／平成 7 年度
- ◇対 象 者／市内に居住する児童
- ◇内 容／保護者が疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設等で保護し、養育する。
- ◇利用期間／1 泊 2 日から 6 泊 7 日以内
- ◇場 所／満 2 歳未満の児童 県内乳児院等
満 2 歳以上の児童 市内及び県内児童養護施設等
- ◇費 用／1 日 1 人当たり利用者負担 2 歳未満 5,350 円
2 歳以上 2,750 円 減免制度あり

4 一時保育事業

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 7 年度
- ◇対 象 者／満 1 歳以上未就学の児童であって、かつ健康で集団保育が可能と認められる場合(対象年齢は園により異なる)
- ◇内 容／(1)保護者が傷病等の理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となった場合に保育する。
(2)保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、(1)以外の理由による場合に保育する。
- ◇場 所／こども園、幼保連携型認定こども園
- ◇利用期間／原則として(1)の場合は 1 か月 7 日以内、(2)の場合は 1 か月 2 日以内

- ◇利用時間／基本保育時間は午前 8 時 30 分～午後 3 時まで。延長は各園の保育時間以内
- ◇費用／1 日当たり満 1 歳～2 歳児 2,000 円、3～5 歳児 1,000 円
(基本保育時間以外は 1 時間につき 100 円)
土曜日の開所時間が正午までの園での土曜日の利用は 1・2 歳児 1,100 円、
3～5 歳児 600 円
※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類（領収書等の原本）と請求書を添付し申請することで利用料を還付します。提出期限は当該年度の末日です。
- ◇申込み／希望する園

一時保育プラス

- ◇開始時期／令和 6 年度
- ◇対象者／生後 6 か月以上 2 歳児までの児童であって、かつ健康で集団保育が可能と認められる場合
- ◇内容／(1)保護者が傷病等の理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となった場合に保育する。
(2)保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、(1)以外の理由による場合に保育する。
- ◇場所／ゆうゆう（志賀町香九礼 1-286）
上郷こども園（上郷町郷下 15）
あいあい（若宮町 1-57-1 T-FACE A 館 9F）
- ◇利用期間／原則として(1)の場合は 1 か月 7 日以内、(2)の場合は 1 か月 2 日以内
- ◇利用時間／ゆうゆう：午前 9 時～午後 5 時（土日祝、年末年始を除く）
上郷こども園：午前 9 時～午後 5 時（土日祝、年末年始を除く）
あいあい：午前 10 時～午後 5 時（火日祝、年末年始を除く）
- ◇費用／1,790 円（弁当・おやつ持参）
ゆうゆう・上郷：開所時間～午後 3 時（午後 3 時以降 1 時間につき 100 円）
あいあい：開所時間～午後 4 時（午後 4 時以降 1 時間につき 100 円）

5 休日保育事業

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 16 年度
- ◇対象者／生後 6 か月～5 歳児(学齢)
- ◇内容／保護者の就労等により、休日において家庭での保育が困難となる児童を、市が指定するこども園にて休日に保育する。
- ◇場所／いぼばらこども園、みずほこども園、わかばこども園、丸山こども園 ※丸山こども園は祝日のみ
- ◇利用期間／年末年始を除く日曜日及び祝日
- ◇利用時間／午前 7 時 30 分～午後 7 時まで
- ◇費用／1 日当たり 0 歳児 3,500 円、1・2 歳児 2,500 円、3～5 歳児 1,500 円

※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類（領収書等の原本）と請求書を添付し申請することで利用料を還付します。提出期限は当該年度の末日です。

◇申込み／希望する園

6 病児保育事業

担当／保育課

◇開始時期／平成 17 年度

◇対象者／生後 6 か月～小学 6 年生 ※びよっこは小学 3 年生まで

◇内容／豊田市内在住の児童で病気やけがの回復期にある、又は回復期に至らないため集団保育が困難な児童であって保護者が当該児童を保育することができない場合に、市が委託等した施設で保育する。

◇場所／すくすくこどもクリニック 病児保育室「すくすくの森」
豊田厚生病院 病児保育室「びよっこ」

◇利用期間／1 回の利用につき 7 日間を限度

◇利用時間／「すくすくの森」平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時(午後 6 時まで延長可（午後 7 時までは要相談）)

土曜日：午前 8 時 30 分～午後 1 時(午後 3 時まで延長可)

「びよっこ」平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分(午後 7 時まで延長可)

◇費用／1 日当たり 2,000 円(昼食、おやつは別途)、延長は 30 分当たり 500 円

※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類（領収書等の原本）と請求書を添付し申請することで利用料を還付します（食事代は対象外）。提出期限は当該年度の末日です。

◇申込み／「病児保育利用申込書兼通知書」及び「病児保育連絡票」(かかりつけ医の証明)を原則前日午後 3 時までに実施施設へ提出

◇その他 上記以外にトヨタ記念病院（企業主導型保育事業）でも実施

7 放課後児童健全育成事業

担当／こども・若者政策課

◇開始時期／昭和 41 年度

◇対象者／小学校 1 年～6 年生で就労等により保護者が昼間家庭にいない児童

◇内容／授業終了後および長期休業中に生活の場を提供し適切な遊び等を行う。

◇開設日時／平日 授業終了後～午後 6 時 30 分

祝日、学校代休日、春・夏・冬休み 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分

◇開設場所／青木・朝日・市木・五ヶ丘・五ヶ丘東・井上・伊保・岩倉・畝部・梅坪・大畑・大林・加納・上鷹見・九久平・幸海・小清水・古瀬間・駒場・拳母・衣丘・四郷・浄水・寿恵野・高嶺・滝脇・竹村・土橋・堤・寺部・童子山・豊松・中金・西広瀬・西保見・根川・野見・東広瀬・東保見・東山・平井・広川台・平和・前山・美山・元城・矢並・山之手・若園・若林西・若林東・飯野・石畳・中山・御作・本城・足助・追分・大蔵・新盛・則定・萩野・冷田・御蔵・明和・大沼・花山・小渡・敷島・巴ヶ丘・浄水北の各小学校 71 か所

- ◇負担金／月額 5,500 円、8 月 8,000 円(その他長期休みのみの料金設定あり、減免規定あり)

給付・派遣サービス

1 要保護準要保護就学援助制度

担当／学校教育課

- ◇対象者／小学生及び中学生の保護者で経済的な理由で就学困難な家庭
◇支給要件／所得制限や調査あり
◇内容／学用品費、校外活動費等

2 フリースクール等利用支援補助金

担当／青少年相談センター

- ◇対象者／経済的に困難を抱える不登校児童生徒の保護者
◇支給要件／所得制限や調査あり、対象施設等に条件あり
◇内容／フリースクール等の利用料、教材費等（月額上限 2 万円）

3 産前産後支援事業

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和元年度
◇対象者／妊娠届出書を提出した妊婦、1 歳未満（多胎の場合は 3 歳未満）のこどもを養育する家庭
きょうだい児がいる場合は、下のお子さんが 3 歳になるまで利用可能
◇内容／家事、育児支援
児童の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など
1 回あたり 4 時間まで（1 時間単位）、1 日 2 回まで
子が 1 歳になるまでの間に 60 時間
（多胎の場合は 3 歳になるまでの間に 180 時間）
◇費用／1 時間あたり 800 円（減免規定あり）

4 子育て世帯訪問支援事業

担当／こども相談課

- ◇開始時期／令和 6 年度
◇対象者／児童や保護者又は妊婦からの相談や、町内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市が認めた家庭
◇内容／対象家庭を訪問し家事、育児・育児支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴・相談・助言等を行う。
1 回あたり 2 時間まで（1 時間単位）、1 日 2 回まで

手当・給付金

1 児童手当

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 46 年度 ※平成 22、23 年度は子ども手当が支給された

- ◇対 象 者／18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童の養育者
 - ◇支給要件／所得制限なし（令和 6 年 10 月に所得制限撤廃）
 - ◇支 給 額／3 歳未満児童（第 1、2 子）15,000 円
3 歳～高校生年代児童（第 1、2 子）10,000 円
第 3 子以降 30,000 円
第 1～3 子の数え方は、22 歳年度末までの子で親等に経済的負担がある児童の人数を年齢が上の子から順に数えます。
 - ◇支 給 月／2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月
-

2 児童扶養手当

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 36 年度
 - ◇対 象 者／父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童（一定の障がいがあるときは 20 歳未満）を養育する父、母又は養育者
 - ◇支給要件／所得制限あり
 - ◇支 給 額／児童 1 人目 月額 46,690 円～11,010 円
児童 2 人目以降 月額 11,030 円～5,520 円加算
 - ◇支 給 月／5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月
-

3 愛知県遺児手当

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 45 年度
 - ◇対 象 者／父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童を養育する父、母又は養育者
 - ◇支給要件／所得制限あり（受給開始後 5 年経過時点で終了）
 - ◇支 給 額／児童 1 人につき 月額 4,350 円（受給開始 4 年目から 2,175 円）
 - ◇支 給 月／5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月
-

4 豊田市ひとり親家庭等支援手当

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 45 年度
 - ◇対象世帯／父又は母がいないか、父又は母に障がい（身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A 又は B 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級）がある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童を養育する父、母又は養育者
 - ◇支給要件／所得制限あり
 - ◇支 給 額／児童 1 人につき 月額 3,000 円（両親死亡の場合は 4,500 円）
 - ◇支 給 月／5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月
-

5 子育て応援給付金

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和 5 年 1 月
- ◇対 象 者／令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に生まれ、申請日時点で豊田市に住民登録がある児の産婦又は養育者

- ◇支給要件／面談必須
- ◇支給額／こども1人につき50,000円
- ◇支給月／おおむね申請から2か月後

6 妊婦のための応援給付金（仮）

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和7年4月
- ◇対象者／1回目：令和7年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦等
(出産応援給付金の申請をしていない令和7年3月31日までに妊娠届出をした妊婦も対象)
- 2回目：令和7年4月1日以降に生まれた児の母（妊婦）
- ◇支給要件／令和7年4月1日以降に妊娠中に日本国内に住民登録があった者
- ◇支給額／1回目：50,000円
- 2回目：こども（胎児）1人につき50,000円
- ◇支給月／おおむね申請から2か月後

7 豊田市幼児給食費給付金

担当／保育課

- ◇開始時期／令和6年10月
- ◇対象者／市内在住幼児（3～5歳児）と生計を同一にする同居の保護者
- ◇支給要件／①食物アレルギーなどを理由に給食を停止し、弁当を持参している子
- ②市外の幼稚園等に通園している子
- ◇支給額／給食を注文した日数あるいは弁当を持参した日数をもとに算定
- 11日以上 満額（月額：4,400円）＊支給基準額
- 6日から10日 半額（月額：2,200円）
- 5日以下 給付なし
- ※月額定額払いの場合、支給基準額を下回る場合はその額、超える場合は支給基準額を上限。ただし、月額2,200円以上を対象。
- ◇支給月／1期分（4月～9月分）は12月頃
- 2期分（10月～3月分）は6月頃

紹介

1 子育て支援バンク

担当／保育課

- ◇開始時期／平成22年度
- ◇対象者／豊田市民を含む2世帯以上の団体・子育てサークル
- ◇内容／子育てに関する講師の紹介

こども園・認可外保育施設等

1 こども園

担当／保育課

- 市内の公私立保育所と公立幼稚園で、児童に均一な保育を提供し、同等の保育料とすることに合わせ、施設の名称を統一したものが「こども園」です。
- ◇対象者／市内在住で就学前の児童（入園できる年齢は園により異なる）

- ◎ **低年齢児保育**: 生後 6 か月から(みずほ、わかばこども園では 4 か月から、飯野こども園では 5 か月から受入)
- ◎ **保 育 時 間**: 基本保育時間: 午前 8 時 30 分～午後 3 時まで
最長で午前 7 時 30 分～午後 7 時までの早朝、延長保育を実施(園により異なる)
- ◎ **障がい児保育**: 障がいのある児童のうち、集団生活が可能な児童の保育
- ◎ **休 日 保 育**: いばばら・みずほ・わかば・丸山こども園で実施
※丸山は祝日のみ
▶こども園施設一覧については「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

2 幼保連携型認定こども園 担当／保育課
幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。保育を必要とする子どもに対する保育と満 3 歳以上の子どもに対する教育を一体的に行います。

3 小規模保育事業所 担当／保育課
児童福祉法に基づく市の認可を受けて、0～2 歳児（定員 19 人以下）の保育を実施する施設です。

4 事業所内保育事業所 担当／保育課
児童福祉法に基づく市の認可を受けて、事業所内の従業員の子ども（従業員枠）と地域の保育を必要とする子ども（地域枠）の保育を実施する施設です。

5 認可外保育施設 担当／保育課
入所児童の処遇改善や保育の質の向上を図るため、豊田市認証保育所制度により承認された施設に対し運営費を助成しています。

6 保育ママ事業 担当・申込先／保育課

- ◇開始時期／平成 23 年度
- ◇対 象 者／市内在住でこども園への入園を待機している生後 6 か月～2 歳児
- ◇内 容／こども園への入園を待機している子どもを保育ママが保育する
保育ママ…豊田市が実施する「保育ママ養成講座」を受講した方又は保育士資格を有している方で、保育ママとして認定された市民
- ◇場 所／山之手こども園内「はぐはぐ」
- ◇利用期間／月～金曜日
- ◇利用時間／最長午前 7 時 30 分～午後 7 時まで
- ◇費 用／基本保育料 月額 29,000 円
早朝保育(午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分)利用…月額 1,000 円
延長保育(午後 5 時以降)利用…1 時間毎に月額 1,000 円

母子・父子・寡婦福祉

母子家庭等の生活の安定と向上のため、相談や資金の貸付を行っています。

相 談

1 母子・父子自立支援員による相談

担当／おやこ応援課

- ◇対 象／母子・父子・寡婦家庭
- ◇内 容／ひとり親家庭に関する相談・離婚前（養育費・親子交流等）相談
- ◇利 用 日／月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

給付・派遣サービス

1 ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／母子・父子・寡婦家庭
- ◇要 件／疾病等により日常生活を営むことに支障がある場合
- ◇内 容／食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買物など
年度あたり 120 時間以内
- ◇費 用／所得に応じて自己負担あり(1 時間あたり 0 円～300 円)

2 母子家庭等就業支援事業

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／母子・父子・寡婦家庭((1)は一部母子・寡婦家庭のみ)
- ◇内 容／(1)就業支援事業 (2)就業支援講習会等事業

3 母子家庭等自立支援給付（※事前相談が必要）

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／母子家庭の母及び父子家庭の父
- ◇内 容／(1)自立支援教育訓練給付金
講座受講料の 6 割相当額を支給(上限 20 万円。専門実践教育訓練給付の対象となる講座については別途上限あり)
(2)高等職業訓練促進給付金
修業期間の全期間(最長 4 年) 以下の給付金を支給
最終年限 1 年間について 4 万円を増額
・市町村民税非課税世帯：月額 100,000 円 (修了時 50,000 円)
・市町村民税課税世帯：月額 70,500 円 (修了時 25,000 円)

4 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※事前相談が必要）

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／母子家庭の母及び父子家庭の父、母子、父子家庭の児童
- ◇内 容／高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を受講した場合、以下の給付金を支給
(1) 受講開始時給付金 講座受講料の 4 割相当額を支給 (上限あり)
(2) 受講修了時給付金
講座受講料の 1 割相当額を支給 (上限あり)

- (3) 合格時給付金
講座受講費用の1割相当額を支給（上限あり）

5 養育費確保支援事業補助金

担当／おやこ応援課

- ◇対象者／養育費に関する債務名義の取得費用を負担したひとり親家庭の母又は父
- ◇補助対象経費／養育費に関する債務名義を取得するための費用
- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人が受ける手数料
 - (2) 裁判所への養育費請求調停又は夫婦関係調整調停及び裁判（養育費に関する申立てを含む場合に限り）申立て手数料
 - (3) 上記の手續に際して公証役場又は裁判所から提出を求められた書類等の取得に要する費用
- ◇補助金額／補助対象経費の総額又は4万円のうちいずれか低い額
- ◇申請期限／債務名義を取得した日の翌日から6か月以内

貸 付

1 母子父子寡婦福祉資金

担当／おやこ応援課

- ◇対象者／①20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方
- ②父母のいない20歳未満の児童
 - ③子が20歳以上になったため、母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）
 - ④上記①・③が扶養している児童又は子

◇種類／

<母子・父子・寡婦福祉資金の種類・内容一覧>

貸付金の種類	貸付金の内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住宅資金	現在住んでいる住宅の増改築、補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金
転宅資金	住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金
医療介護資金	医療及び介護を受ける際に自己負担分などに充てる資金
生活資金	技能習得期間中又は医療若しくは介護を受けている間、失業している期間中ひとり親家庭になって7年未満世帯又は家計が急変した者の生活資金
結婚資金	扶養する児童又は20歳以上の子が結婚するのに必要な資金

修 学 資 金	高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の学資 や生活費などに必要な資金
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学 校、修業施設へ入学及び入所に必要な資金及び受験料
修 業 資 金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を修得するために必要な授業料、 材料費、交通費等の資金 (修業施設在学学生)

※ 子の資金は無利子、他の資金は保証人がない場合有利子（年 1.0%）

母子保健

妊産婦並びに乳児、幼児の健康保持及び増進を図るために健康教育、相談、健康診査、訪問指導、医療費補助等の支援を行っています。

健 診

1 3、4 か月児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 47 年度
- ◇対 象 者／3 か月～6 か月未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、保健栄養指導、個別相談、ブックスタート
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)、

2 すくすく健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／3、4 か月健康診査後、身体発育の再確認が必要な児
- ◇内 容／計測、診察、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)、

3 1 歳 6 か月児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 53 年度
- ◇対 象 者／1 歳 6 か月～2 歳未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、歯科診察、歯科指導、保健栄養指導、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

4 3 歳児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 9 年度

- ◇対 象 者／3 歳 5 か月～4 歳未満児
 - ◇内 容／問診、計測、診察、歯科診察、視聴覚検査、保健指導、個別相談
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

5 妊産婦・乳児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／市内在住の妊婦・産婦・乳児
- ◇内 容／妊婦…子宮頸がん検査、初回血液検査、超音波検査、血算検査、血糖検査、
G B S 検査、H T L V - 1 抗体検査、クラミジア検査、基本健診等
産婦…一般診察、尿検査、血圧測定、メンタルチェック等
乳児…新生児聴覚検査、一般診察
- ◇場 所／県内の医療機関(助産所（一部の受診票使用不可）及び県外の医療機関で受診した場合は補助金制度あり)
- ◇利用回数／妊婦 14 回、産婦 2 回、乳児 2 回

交 付

1 母子健康手帳交付

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／妊婦
- ◇内 容／「母子健康手帳」及び「妊産婦・乳児健康診査受診票」の交付とその使用方法の説明、妊娠・子育ての支援体制の聞き取り
- ◇場 所／豊田市役所おやこ応援課（東庁舎 2 階）

健康教育

1 こころとからだの性教育

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 24 年度
 - ◇対 象 者／中学 3 年生
 - ◇内 容／性に関する正しい知識を深め、自分や相手を大切にする心を育成する授業
-

2 パパママ教室～1 s t マタニティ～

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 40 年度
 - ◇対 象 者／豊田市内に住む妊婦とその家族
 - ◇内 容／妊娠中の生活・食事・薬について、赤ちゃんの成長発達や抱っこ体験、家族の役割等
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

3 多胎パパママ教室

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 3 0 年度
 - ◇対 象 者／豊田市内に住む多胎を妊娠している妊婦とその家族
 - ◇内 容／講話（多胎妊婦の生活上の注意点、多胎育児のポイント）、多胎児親の会の紹介、多胎育児経験談等
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階（保健センター）
-

4 2ndマタニティ教室

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 20 年度
 - ◇対象者／豊田市内に住む 2 人目以降出産予定の妊婦とその家族
 - ◇内容／お兄ちゃん、お姉ちゃんになる児へのかかわり方の講話等
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

5 にここ広場

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 13 年度
 - ◇対象者／乳児～1 歳 6 か月児までで、発達支援・育児支援が必要な児及びその親
 - ◇内容／保育士によるリズム遊び、管理栄養士による離乳食相談、保健師・臨床心理士による個別相談
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

6 自主グループ支援

担当／おやこ応援課

- ◇内容／同じ悩みや育児体験を持つ親同士の情報交換や仲間づくり等の支援
 - * 多胎児親の会：ぶるぶるネットあいち
 - * 豊田アレルギーっこママの会
-

7 児童虐待防止教育

担当／こども相談課

- ◇開始時期／平成 17 年度
 - ◇対象者／園児、小中学校児童生徒、職員、保護者等
 - ◇内容／CAP(子どもへの暴力防止)プログラムに基づき、虐待防止に必要な知識や対処方法を学ぶ。
 - ◇場所／こども園・小中学校等
-

8 ママの子育てを支援する会

担当／こども相談課

- ◇開始時期／平成 14 年度
 - ◇対象者／子育てにイライラする、手を上げてしまう等の悩みを抱える親
 - ◇内容／月 2 回、母子分離しグループワーク
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

9 母子保健推進員養成講座

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 12 年度
 - ◇回数／全 6 回講座
 - ◇内容／子育ての身近な相談者として必要な基礎知識や技術等を学ぶ。
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)等
-

10 出前健康講座（楽しく子育て♪教室）

担当／こども相談課

- ◇対象者／豊田市内の団体、豊田市内で活動するグループであり、未就園児とその保護者

- ◇内 容／子育て全般に関する講話等
 - ◇場 所／市内の公共施設等
 - ◇申請方法／実施日の 2 か月前までに申込み
-

11 ふれあい子育て教室

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 27 年度
 - ◇対 象 者／10 か月から 1 歳の誕生日になる月の児とその親
 - ◇内 容／親子遊びの実践、ふれあいの大切さと歯みがきについて講話
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

12 パパと一緒に楽しむベビー教室

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和 6 年度
 - ◇対 象 者／おおむね生後 1～3 か月の児とその父親及びその配偶者
 - ◇内 容／父親と児のふれあい遊び、参加者同士の交流等
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

相 談

1 育児健康相談

担当／こども相談課

- ◇開始時期／昭和 49 年度、オンライン 令和 5 年度
 - ◇対 象 者／妊娠、出産、育児について相談のある方
 - ◇内 容／保健師等による育児や健康に関する相談
※Zoom を用いたオンライン育児健康相談では、助産師、管理栄養士による相談も実施
 - ◇場所・日程／(1) こども相談課（予約制）ただし、電話は随時対応
(2) Zoom を用いたオンライン育児健康相談（予約制）
毎月第 3 火曜日 午前 10 時～正午、午後 2 時～4 時 ※隔月で午前、午後
 - ◇問 合 せ／こども相談課へ
-

2 不妊症・不育症相談

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 28 年度
 - ◇対 象 者／不妊症・不育症について心配や不安等のある方
 - ◇内 容／日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師による面接又は ZOOM での相談
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 2 階 おやこ応援課 相談室等
-

訪問指導

1 妊産婦・乳幼児訪問（養育支援訪問事業）

担当／こども相談課

- ◇開始時期／昭和 40 年度(保健師)・平成 9 年度（助産師）
- ◇対 象 者／市内在住の妊産婦・乳幼児(里帰り中の方也可)

- ◇内 容／保健師・助産師による、妊娠中や出産後の生活・授乳・発育・発達・育児に関する相談
- ◇場 所／対象者の自宅等
-

2 おめでとう訪問

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 18 年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有するおおむね生後 1 か月から 3 か月までの乳児を養育している子育て家庭
- ◇内 容／保健師、助産師、看護師等の専門職が家庭を訪問し、豊田市の子育て支援事業の紹介や子育てに役立つ情報を提供。育児に関して心配事がある場合には、地区の保健師を紹介
-

3 豊田市産後ケア事業

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 29 年度
- ◇対 象 者／市に住民登録をしている出産後 1 年未満の乳児及びその保護者等であって、産後ケアを必要とする者
- ◇内 容／（1）保護者の健康管理及び生活面の助言
（2）乳房ケア、授乳方法の助言
（3）栄養相談、離乳食相談
（4）もく浴、スキンケア等の助言
（5）発達・発育・体重増加・排泄等の助言
（6）育児相談等
- ◇場 所／委託契約している医療機関及び助産院等（訪問の場合は自宅）
- ◇費 用／所得に応じて自己負担有り
-

4 多胎ピアサポート事業

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和 5 年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有する多胎妊婦及び 1 歳未満の多胎児の養育者
- ◇内 容／（1）多胎児の妊娠・出産・育児に関する不安や悩み等の傾聴及び相談
（2）多胎児のサークル等に関する情報提供
- ◇場 所／対象者の自宅等
-

5 多胎産婦等サポーター事業

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和 6 年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有する 2 歳未満の多胎児の養育者
- ◇内 容／（1）市が実施する 3, 4 か月健診・1 歳 6 か月児健診における付添い及び介助
（2）乳児健康診査受診票第 2 回を使用する健診での付添い及び介助

給付・補助金

1 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 18 年度

◇対象者／市内在住の小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する受診者のうち、日常生活用具が必要と認められる者で、児童福祉法や障がい者総合支援法等による日常生活用具給付制度の対象とならない者

◇給付種目／便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター、ネブライザー、ストーマ装具、人工鼻、チューブ型包帯等

◇負担金／所得に応じて一部自己負担有り

▶ 他の給付・補助金については「9 医務・薬務・救急医療・医療費のページ」の「医療費助成」(P115～)の項目を参照

こんな窓口、こんな施設

所在地、その他の施設については「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

1 愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター(瑞穂町・TEL 33-2211)

医学的・心理学的に専門的立場からの判定及び児童に関する問題についての相談を行う機関です。

◇開設年／昭和 50 年(平成 14 年 4 月から現在の名称)

◇利用時間／午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

2 とよた子どもの権利相談室（こことよ）

(小坂本町・豊田産業文化センター・TEL 33-9317)

子どもの身近な悩みやいじめなどの相談を受け、子どもの権利の擁護に必要な支援をするため設置された相談機関です。子どもの最善の利益を考えながら、子どもとともに解決を図るため、権利に関わる専門家である子どもの権利擁護委員と、電話や面談で相談にのる子どもの権利相談員が一緒に考えます。

◇開始時期／平成 20 年 10 月

◇相談フリーダイヤル／0120-797-931 * 子どものことなら大人も相談可

◇利用日／水曜日、木曜日、土曜日 午後 1 時～午後 6 時

金曜日 午後 1 時～午後 8 時

◇休館日／月曜日、日曜日、年末年始

3 豊田市こども・若者総合相談センター（RePPO-りっぽ-）

（小坂本町・豊田市青少年センター・TEL 33-1533）

ニート、ひきこもりなど自立に困難を抱えるこども・若者やその家族に対し、専門相談員による相談や居場所の提供、就労に向けた学習・訓練などの支援を行う機関です。

◇開設年／平成 27 年 4 月

◇利用時間／常設による相談窓口午前 9 時～午後 6 時

◇休館日／月曜日、日曜日、祝日、年末年始

4 とよた子育て総合支援センター“あいあい”

（若宮町・T - F A C E A 館 9 階・TEL 37-7071）

育児不安などの相談指導、子育てサークルなどの育成指導、ファミリー・サポート・センター事業（相互援助活動の斡旋）、育児情報の提供等を行います。また、木のおもちゃのプレイルーム、工作室、多目的ホール、みはらしテラス、サークル室などの施設があります。

◇開始時期／平成 12 年 9 月（平成 30 年 11 月リニューアル）

◇利用時間／午前 10 時～午後 6 時

◇休館日／火曜日及び年末年始

5 地域子育て支援センター

育児不安等の相談指導、子育てサークル等の育成支援、育児情報の提供を行います。

◇開始時期／平成 6 年度

◇場所／堤こども園始め 13 園

◇相談方法／電話又は面談

◇利用日／こども園の休園日を除く日

平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

土曜日 午前 9 時～正午（山之手こども園は休み）

※詳細は「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

6 志賀子どもつどいの広場“ゆうゆう”（志賀町・TEL 80-1522）

育児不安などの相談指導、子育てサークルなどの育成支援、育児情報の提供等を行うとともに、地域の子どもや高齢者等とのふれあい交流を行います。また、プレイルーム、調理室、多目的ホール、活動室などの施設があります。

◇開始時期／平成 20 年 4 月

◇利用時間／午前 9 時～午後 5 時

◇休館日／日曜日及び年末年始

7 柳川瀬子どもつどいの広場“にこにこ”（畝部東町・TEL 25-0008）

親子が気軽につどい、安心して子育てできる広場事業、小学生が遊べる子どもの居場所づくり事業、子育てサークルの育成事業や育児情報の提供等を行うとともに、地域の人た

ちとのふれあい交流を行います。

◇開始時期／平成 24 年 4 月

◇利用時間／午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

◇休 館 日／日曜日及び年末年始

8 とよた急病・子育てコール24 ～育救（いっきゅう）さんコール～

急病や子育てに関する相談に看護師や保健師、社会福祉士などの有資格者が対応します。

◇開 設／平成 28 年 9 月 9 日

◇相談フリーダイヤル／0120-799192（な（やむ前に）きゅうきゅういくじ）

◇利 用 日／24 時間 365 日